

講習会に関する Q & A

《質問事項》

今回の「理学療法士作業療法士言語聴覚士専任教員養成講習会」(360 時間：17 単位)は、以前から実施されている医療研修推進財団 (PMET) が実施する理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会」を受講した者でも受ける必要があるのでしょうか。それともどちらかを受講すればよろしいのでしょうか。

《回答》

「理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則の一部を改正する省令により、 第二条五、第三条 四において、理学 (作業) 療法士である専任教員は、免許を受けた後 5 年以上理学療法 (作業療法) に関する業務に従事した者であって、厚生労働大臣の指定する講習会を修了したもの」とあります。言語聴覚士については、「言語聴覚士学校養成所指定規則の一部を改正する省令により、第 4 条第 1 項第 6 号において、免許を受けた後法第 2 条に規定する業務を 5 年以上業として行った言語聴覚士であって、厚生労働大臣の指定する講習会を修了したもの」とあります。厚生労働大臣の指定する講習会は、今回実施する「理学療法士作業療法士言語聴覚士専任教員養成講習会」(360 時間：17 単位)をさしております。

従いまして、現在学校養成校 (所) に所属されていない方が、学校養成校 (所) に専任教員として入職する際に、本講習会の受講修了が要件となります。また、以前から実施されている「医療研修財団 (PMET) が実施する教員等長期講習会」を修了されている方も、現在専任教員でない場合には本講習会を受講する必要があります(148/360 時間の免除あり)。

《質問事項》

受講対象者の要件が 4 つありますが、そのうちの「(3) 本講習会修了後、理学療法士作業療法士言語聴覚士の学校養成施設 (所) において教員等に従事する者及び将来従事しようとする者」とあります。これについては現時点で教員として勤務している者は対象とならないという解釈でしょうか？それとも、現時点で教員として勤務していても受講対象者となりますでしょうか？

《回答》

「(3) 本講習会修了後、理学療法士作業療法士言語聴覚士の学校養成施設 (所) において教員等に従事する者及び将来従事しようとする者」とは、本講習会修了後に学校養成施設

(所)に入職し専任教員として勤務する、あるいは将来従事しようとする方が対象です。現在、教員として学校養成施設(所)に勤務されている方は、受講の義務はありませんが、受講して頂くことには問題ございません。

《質問事項》

医療研修推進財団が実施する理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会や臨床実習指導者講習会を受講していれば、免除される科目があるのでしょうか。また、免除科目がある場合、どの講習会を受講済みでどの科目が免除されるのか、また免除科目がある場合も受講費用は同じなのかについて教えてくださいませんか。

《回答》

医療研修推進財団(PMET)が実施する理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会受講修了者の方は、今回実施いたします「理学療法士作業療法士言語聴覚士専任教員養成講習会」の受講科目の一部を免除いたします(148/360時間)。要綱に記載いたしましたが、PMET受講修了者は、150,000円の受講費が必要です(通常200,000円)。免除科目(理学療法士作業療法士言語聴覚士専任教員養成講習会の受講科目で記載)は、表1の通りです。

《質問事項》

臨床実習指導者講習会を受講しています。免除される科目や受講費用の免除はあるのでしょうか。またそれとは逆にこの講習会を受講すれば、臨床実習指導者講習会の修了も認められるのでしょうか。

《回答》

日本理学療法士協会・日本作業療法士協会・日本言語聴覚士協会・全国リハビリテーション学校協会が認める「臨床実習指導者講習会」の修了者は、受講科目の一部を免除します(表1参照、16/360時間)。しかし受講費用の免除はありません。

なお本講習会の修了で各団体の臨床実習指導者講習会の修了資格は得られません。

表 1. 免除科目

| PMET 修了者の免除科目 | 臨床実習指導者講習会修了者の免除科目 |
|---|--------------------|
| 社会保障制度 (4) 初等中等教育の実際 (10) 青年期の心理的特徴 (8) 教育原理 (8) 教育心理学 (20) 教授方法 (24) 授業設計 (20) 指導の方法 (24) 評価の方法 (8) 多職種連携 (14) 人間関係論 (8) | 指導の方法 (16) |

※ () 内の数字は時間数

《質問事項》

e-Learning はいつ受講するのでしょうか？

《回答》

e-Learning 科目は講習会開始時から冬期休暇終了までの期間で受講をお願いします（具体的な締め切りは講習会のスケジュールが確定したのちにお知らせします）。日々の講義の合間や冬期休暇期間など、時間を確保して計画的に実施して下さい。